

① 特定生産緑地の指定を希望する場合



- ・ 10年間営農継続（農地として管理しなければならない）
- ・ 固定資産税等→引き続き農地評価・農地課税
- ・ 相続税納税猶予→次世代の相続でも適用可能

② 特定生産緑地の指定を希望しない（同じ地区番号内のすべての筆について指定を希望しない）場合

「指定を希望しない旨の確認書」
提出

- ・ 申出基準日経過後は、いつでも買取申出手続（生産緑地解除手続）ができる
※特定生産緑地に指定しない場合でも、『買取申出手続』をしない限りは生産緑地としての規制が継続
- ・ 固定資産税等→5年間で段階的に宅地並課税
- ・ 相続税納税猶予→現在適用している納税猶予のみ継続

☆ 指定申出手続きは定められた期限までに行ってください。期限を過ぎて手続きを行うことはできません。